

佐渡金銀山ガイダンス施設（仮称）整備実施設計策定業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 業務の概要

（1）発注者

佐渡市長 三浦 基裕

（2）業務名

佐渡金銀山ガイダンス施設（仮称）整備実施設計策定業務委託

（3）目的

佐渡市は、佐渡金銀山遺跡を人類共通の財産として保存・継承するため、「金を中心とする佐渡鉱山の遺産群」の世界文化遺産登録を推進している。そして、佐渡金銀山遺跡の価値と魅力を正しく伝えるとともに、来訪者の適切な訪問を実現し、地域住民と来訪者の交流の促進等を目的とした佐渡金銀山ガイダンス施設（仮称）（以下、「本施設」という。）の整備を計画している。

佐渡金銀山遺跡には、400年間に及ぶ金生産技術の発展過程とそれを支えた社会の歴史が遺跡や遺構として良好に保存されている。しかし、金生産技術を中心とする佐渡金銀山遺跡全体の価値を体系的に理解できる施設がない事、広域に分布する遺跡を訪問するための情報発信が弱い点等が現在大きな課題となっている。

以上の課題を踏まえて、本施設では以下の5つを基本方針として施設の整備を行う。

- ①佐渡金銀山へのゲートウェイ（玄関口）となる施設、②地域のシンボルとなる施設
- ③維持・管理の容易な施設、④ユニバーサルデザインに配慮した施設、⑤地域の佐渡産材へ配慮した施設。

本業務は、平成29年3月24日に策定した「佐渡金銀山ガイダンス施設（仮称）整備基本設計」に基づきながら、当該施設を更に魅力ある施設とするため、展示・建築実施設計を行うものである。

（4）受注業者の決定及び契約方法

本業務の最適な業者を公募型プロポーザル方式により特定し、契約の相手方として随意契約する。

（5）履行期間

契約日から平成30年3月20日（火）

但し、建築設計については平成29年12月28日（木）までとする。

（6）見積金額の上限額

50,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

※この費用には、委託者との打合せに要する費用や、企画提案に基づく委託業務の全てが含まれるものとする。

（7）業務内容

別添特記仕様書のとおり

2 参加資格

参加資格は以下の要件を全て満たす法人であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当しないこと。
- (2) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア) 平成25年4月1日以降に民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の規定による再生手続き開始の申立をした者又は同条第2項の規定に基づく再生手続き開始の申立をされた者。
 - イ) 平成25年4月1日以降に会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項の規定による更生手続き開始の申立てをされた者。
- (3) 提案事業を行うにつき、当該業務が法令等の規定により官公署の免許、許可又は認可を受ける必要がある場合には、当該免許、許可、認可を受けている者又は受けることが出来る者であること。
- (4) プロポーザル通知日から契約の相手方を決定するまでの期間について、次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア) 佐渡市建設コンサルタント等業務入札参加資格審査規程に基づく入札参加停止若しくは
入札参加除外措置を受け、その措置期間中の者又は同規程各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者。
 - イ) 佐渡市を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者。
- (5) 守秘義務を遵守できること。
- (6) 本事業の実施に当たり、市との打ち合わせ等に適切に対応できること。
- (7) 本件と類似する施設の設計業務実績を有すると認められること。

なお、ここでいう「類似施設」とは、世界遺産や史跡等文化財に関する展示・公開施設やビジターセンター若しくは地域住民と来訪者との交流施設をいう。
- (8) 本業務は、単体企業による履行、若しくは設計共同体による共同履行方式とする。
- (9) 設計共同体は自主結成とし、構成員数は複数社とするが、設計共同体の代表者を必ず明記すること。
- (10) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けた事務所であり、本業務に一級建築士が1名以上配置できること。

3 参加申込み方法

(1) 提出書類

- | | |
|--------------|-----------------|
| ア) プロポーザル申込書 | 様式1 |
| イ) 誓約書 | 様式2 |
| ウ) 類似業務実績調書 | 様式3 |
| エ) 事業者調書 | 様式4(会社案内が有れば添付) |

(2) 提出場所

佐渡市産業観光部世界遺産推進課（下記4(2)提出先参照）

(3) 提出期限

平成29年4月17日（月）午後5時まで（必着）

※提出した場合は、必ず様式1の写しを下記4(2)担当宛までFAXにて送付願います。
受付印を押印し、FAXにて返送いたします。

(4) 提出方法

郵送のみ

4 質問および回答

(1) 提出方法

質問票（様式5）に記載のうえ、電子メール又はFAXで送付すること（FAXの場合、送信後着信確認の電話をすること）。

(2) 提出先

〒952-1292 新潟県佐渡市千種 232 番地
佐渡市産業観光部世界遺産推進課（担当：佐々木）

TEL：0259-63-5136

FAX：0259-63-6130

メールアドレス：k-goldmine@city.sado.niigata.jp

(3) 提出期間

平成29年4月5日（水）～平成29年4月13日（木）午後5時まで
（土曜日、日曜日を除く）

(4) 回答方法

随時、佐渡市ホームページ上にて回答する。

5 プロポーザル提案書類の提出方法

(1) 提案書類一式

- | | |
|---------------|--------------|
| ア) 表紙 | (様式任意) |
| イ) 見積書 | 様式6(積算内訳を添付) |
| ウ) プロポーザル提案書 | 様式7 |
| エ) 事業実施体制 | 様式8 |
| オ) 事業遂行スケジュール | 様式9 |

(2) 提出方法

15部を郵送すること。(書留郵便に限る)

(3) 体裁

片面印刷とし、5(1)のア)～オ)の順に左上一箇所をホチキス留めすること。

(4) 提出先

上記4(2)と同じ。

(5) 提出期限

平成29年5月2日(火)(消印有効)

(6) その他

- ア) 提出期限までにプロポーザル提案書類が到着しなかった場合は、プロポーザルに参加できない。
- イ) 当該プロポーザルに係る一切の費用は、全て参加者の負担とする。
- ウ) 提出された提案書類一式は、返却しない。
- エ) 提出期限後におけるプロポーザル提出書類の再提出及び差し替えは認めない。また、提出書類に記載された総括担当者や主任技術者等の主な担当者は、特別な理由があると認められた場合を除き、変更することはできない。
- オ) 提案書類に記載された情報は、選定業務以外に使用しない。
- カ) 契約に至らなかった応募者の提案書類等については、事業者の選定以外には使用しない。
- キ) プロポーザル提案に当たっては次の図書を参考とすること。
「金を中心とする佐渡鉱山の遺産群」に係る各構成資産概要
「佐渡金銀山ガイダンス施設施設（仮称）整備基本設計検討書」
※佐渡市ホームページ (<http://www.city.sado.niigata.jp/mine/>) からダウンロードすること。

6 審査方法

本業務の受託者選定にあたっては、佐渡金銀山ガイダンス施設（仮称）整備実施設計に係る受託者選定委員会（以下「委員会」という。）において審査の上、最も適切な参加事業者1者を受託候補者として選定する。

なお、審査及び選定結果についての異議申立ては認めない。

(1) 一次審査及び結果発表

- ア) 実施日 平成29年5月8日(月)～平成29年5月9日(火)
- イ) 実施方法 応募者が多数の場合は書類審査による一次選考を行い、上位5者程度にプレゼンテーションの実施を依頼する。
- ウ) 結果通知 審査結果は採否に関わらず、電話で一報の上、平成29年5月11日(水)までに書面により通知する。

(2) 2次審査（公開プレゼンテーション）

- ア) 実施日 平成29年5月16日(火)
※時間、場所については後日通知する。
- イ) 発表時間 30分以内（プレゼンテーション15分程度、質疑応答時間10分程度、準備・撤収5分程度）
※発表時間、発表順等については、二次審査参加者へ別途通知する。
- ウ) 発表方法 提出された提案書を基に口頭で行うものとする。

プロジェクター、スクリーン、延長コードのみ佐渡市が用意する。

エ) 参加者 各社3名以内とし、プレゼンテーションは総括担当者又は担当者が行う。

オ) 結果通知 平成29年5月19日(金)までに、プレゼンテーション参加者全員に審査結果を書面で通知する。

カ) その他 プレゼンテーション時の追加資料は受理しない。

プレゼンテーション参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできない。

7 プロポーザルにおける評価及び選定基準

下記の審査項目に基づき、外部有識者及び佐渡市庁内関係者で構成する選定委員会において審査し、最も優秀であると認められた1者を選定する。

(最優秀提案者選定基準表)

審査項目	審査の視点	配点
事業目的の理解	○国内外の世界文化遺産案内施設の見識・知識を踏まえると共に、基本設計の内容に基づき更なる工夫が加えられているか。	20
課題に対する技術提案	○工期短縮の提案が具体的に示されているか。	10
	○佐渡金銀山を理解する上で魅力的な展示案が示されているか	10
	○使用部材・管理運営等に関するコスト削減の提案が具体的に示されているか。	10
	○意匠、外観、諸室・交流広場の使い方等に係る提案が具体的に示されているか。	30
	○施設メンテナンス・維持管理に係る提案が具体的に示されているか。	10
見積額の妥当性	○提案内容に対して妥当な見積額であるか。	10
合計		100

※上記の評価点については、審査員1名分の持ち点とする。

8 失格条件

次の条件に一つでも該当する場合は、失格とする。

(1) 他の提案者に、提案内容について相談を行った場合。

(2) 受託者選定終了までの間に、他の提案者に対して提案の内容を意図的に開示した

場合。

- (3) 提案書類等の記載内容に虚偽の内容が認められた場合。
- (4) 提案者が、提案書類等の受付日から契約締結日までの間に、上記2の資格要件を満たさなくなった場合。
- (5) 提案金額が、上記1(6)の見積金額の上限額を上回っている場合。
- (6) 予め通知したプレゼンテーション等の時刻に出席しなかった場合。
- (7) 2件以上の提案書を提出した場合。
- (8) その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行った場合。

9 契約の締結

審査結果に基づき、佐渡市は、最も適した者を当該業務の契約者として決定し、契約締結の交渉を行う。なお、委託契約は佐渡市財務規則に基づいて行う。

又、その者との契約が成立しない場合は、プロポーザルの提案順位が次順位の者と契約交渉し、契約締結を行うものとする。

10 スケジュール

受託候補者を特定するまでの手順は以下のとおりとする。

- (1) プロポーザル参加事業者の公募開始
平成29年4月5日(水)
- (2) 質問の受付期間
平成29年4月5日(水)～平成29年4月13日(木)午後5時まで
- (3) 質問回答
随時、佐渡市ホームページで回答
- (4) プロポーザル参加申込書の提出期限
平成29年4月17日(月)午後5時まで必着(郵送のみ受領)
- (5) 申込者へのプロポーザル参加通知
平成29年4月20日(木)
- (6) プロポーザル提案書類の提出期限
平成29年5月2日(火)消印有効(簡易書留郵便のみ受領)
- (7) 1次審査
平成29年5月8日(月)～平成29年5月9日(火)
- (8) 1次審査結果通知
平成29年5月11日(木)
- (9) 2次審査(公開プレゼンテーション)
平成29年5月16日(火)
- (10) 2次審査結果通知
平成29年5月19日(金)